

補助金調書

補助金名	新規就農スタートアップ支援事業補助金			担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部農業政策課 (TEL092-711-4852)	
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	新規就農者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。					
補助開始年度	平成27	年度	経過年数	12	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 新規就農者の初期投資の負担軽減により、就農後の早期の経営安定と営農定着を図るもの。 【対象事業】 農業経営の開始もしくは改善に必要な機械又は施設の整備					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	新規就農者の多くは初期設備投資の自己資金が十分でなく、本事業により、農業機械導入による省力化、施設化による品質向上、出荷量の増大が図られ、農業経営の安定化に資するものであるため、今後も継続が必要と判断したものの					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (補助対象経費) ・農業経営の開始もしくは改善に必要な機械・施設の導入に要する経費 (補助金額の算定方法) ・補助対象経費の10万円を超える額の1/2以内 (勝馬・志賀島・内野・曲淵・脇山・能古・今津・北崎校区については3/5以内)				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	9 件	9 件	7 件		
	5,500 千円	4,468 千円	4,761 千円	3,980 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	交付件数9件(ハウス設置、農業用機械購入経費の補助)					
補助金交付 による効果	新規就農者に対し農業用機械や施設の整備費を助成することで、新規就農者の営農定着につながるとともに、早期の経営安定が図られるという効果が見込まれる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。